

平成 29 年台風 21 号被害に係る災害救助法及び 被災者生活再建支援法の適用について

平成 29 年 10 月 30 日
京都府健康福祉部
健康福祉総務課
(075-414-4548)
京都府府民生活部
災害対策課
(075-414-4472)

平成 29 年台風 21 号による大雨被害等により、舞鶴市に災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を決定しましたのでお知らせします。

1. 適用日

平成 29 年 10 月 22 日 (日)

2. 現状 (10 月 30 日 (月) 9 時現在)

半壊	3 世帯
床上浸水	2 4 3 世帯
滅失世帯数換算	約 8 3 世帯

3. 適用基準・根拠

(1) 適用基準

- ・滅失世帯数が、当該市町村の人口に応じた数以上であること
(舞鶴市における滅失世帯数基準：80 世帯)

※半壊 2 世帯＝滅失 1 世帯、床上浸水 3 世帯＝滅失 1 世帯で換算

(2) 根拠法令

- ・災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号
- ・被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 項

